

【三田市予防接種運営協議会資料】
令和8年3月9日
子ども・未来部子ども政策課
健康福祉部健康増進課

協議事項① 予防接種事務のデジタル化について

厚生労働省 令和7年度第7回 予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会（R7.12.9）資料より一部抜粋

予防接種事務デジタル化とは

紙の予診票と予診票への接種記録の記入、請求処理を電子で実施する仕組み



医療機関では、オンライン資格確認等システムにより、対象者確認を実施することができ、住民がマイナポータル上で入力した予診票を医療機関内の端末（タブレットやパソコン）で確認し、予防接種を行います。

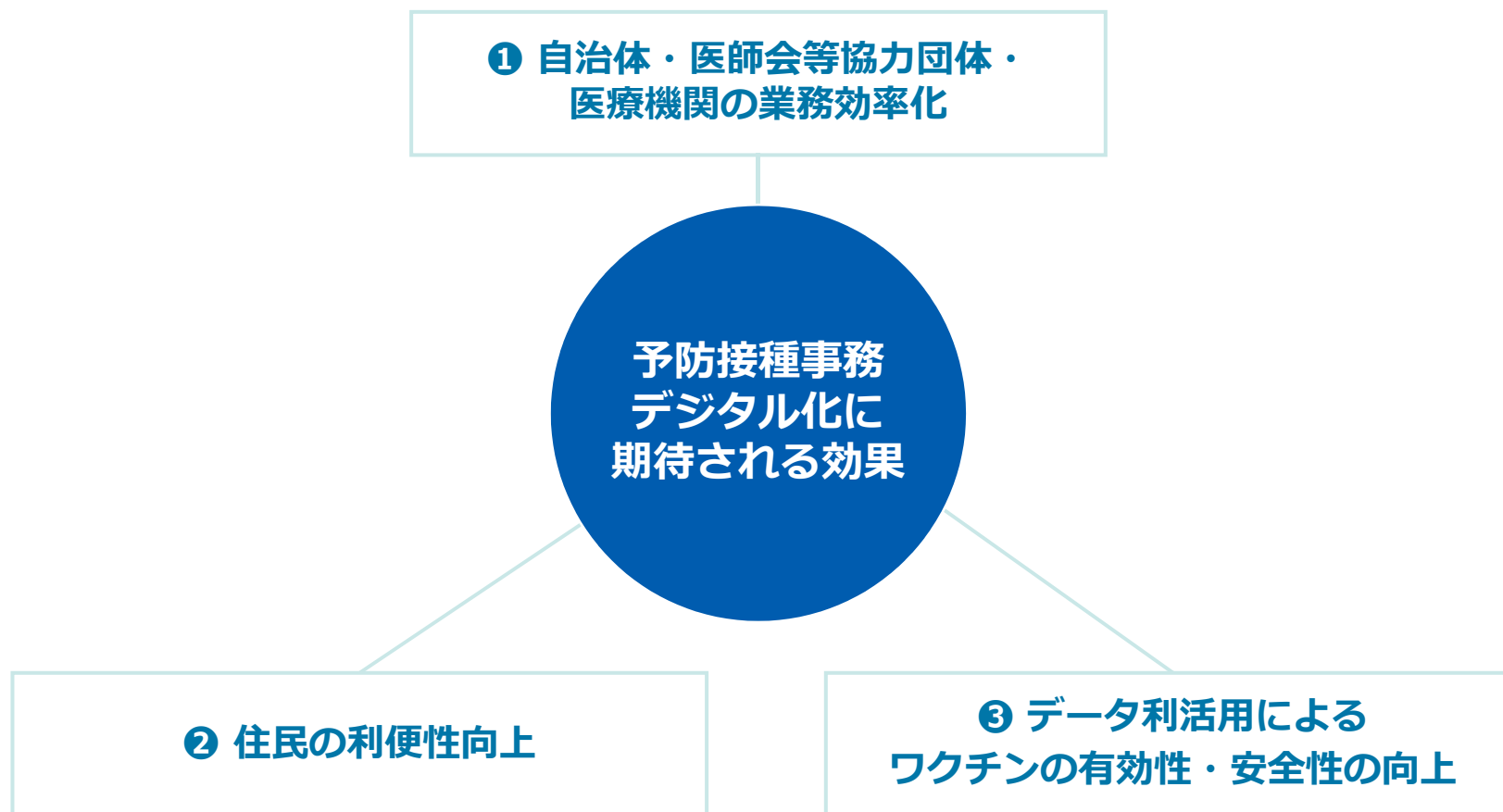


接種記録の入力を行うことで、そのままオンラインで費用請求することができます。

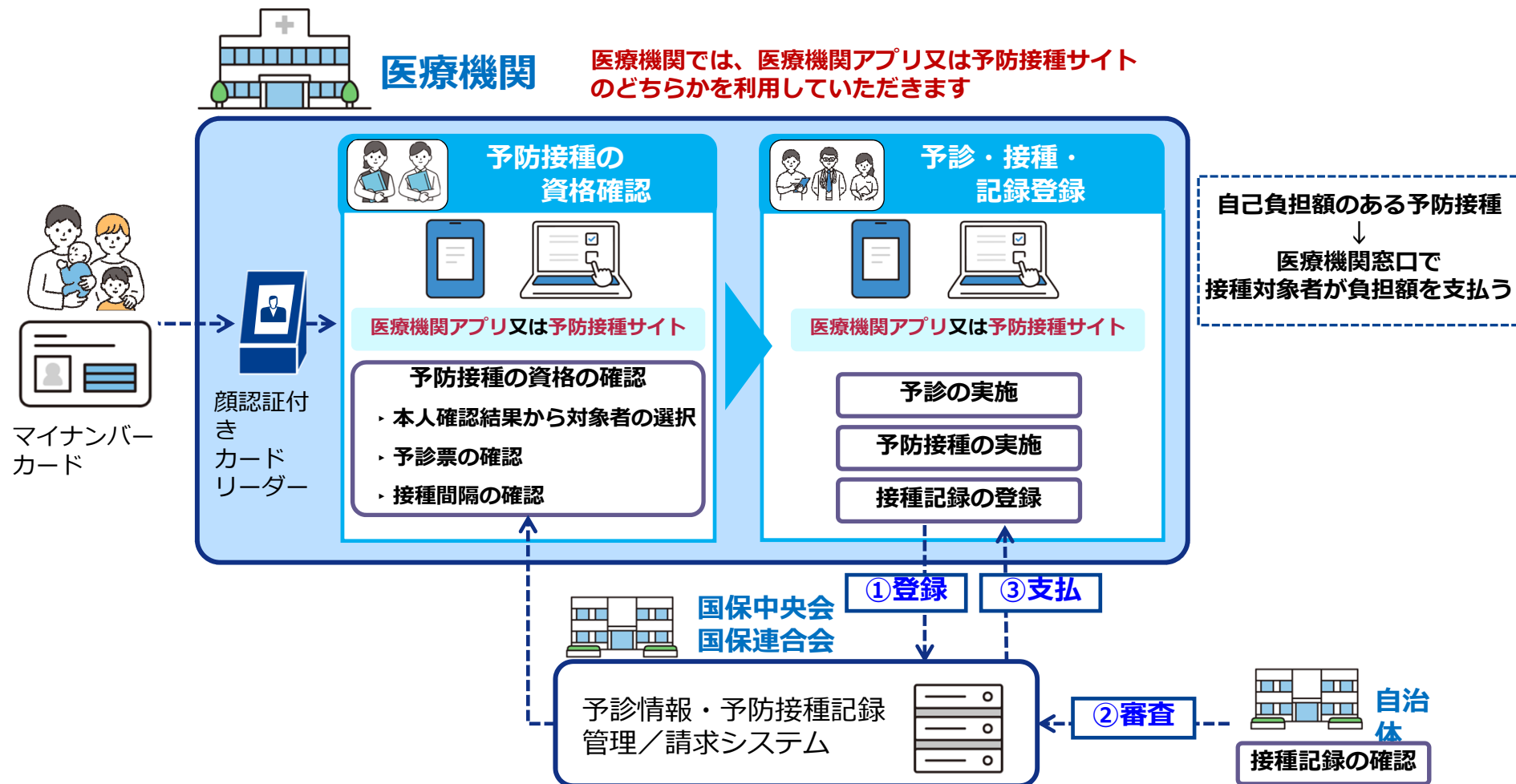
※デジタル予診票を紙に打ち出すことや、従来どおり紙の予診票での接種、予診票による請求を続けていただくこともできます

将来的に予防接種事務デジタル化に期待される効果・メリット

予防接種事務デジタル化が進展することにより、利用者及び関係者にとって以下の効果が期待されます。



デジタル化後事務フローの全体像 (全てデジタルで行う場合)



医療機関でのデジタル化の実現方法

- 医療機関でのデジタル化の実現方法として、当面は、医療機関アプリ又は予防接種サイトのいずれかを選択していただきます。それぞれの概要は下表のとおりです。
- デジタル化にあたっては、医療機関の既存端末等を使っていただける工夫もしつつ、新たに端末等の機器導入が必要となった場合の経費については、補助等の仕組みを現在検討しているところです。今後、詳細が判明したところでご案内申し上げます。

	医療機関アプリ	予防接種サイト
使用端末	タブレット端末又はパソコン ※インターネット接続が可能な端末	電子カルテ端末やレセコン端末等 ※オンライン請求ネットワークと接続されている医療機関内の端末
提供する機能	予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムと情報連携しており、 医療機関において、 ・ 住民が登録したデジタル予診票の閲覧 ・ 過去の予防接種記録の閲覧 ・ 予防接種記録の登録 等を行うことができます。	
使用ネットワーク	インターネット	オンライン請求ネットワーク
利用にあたって	医療機関アプリの利用契約は自治体が締結し、アプリ利用料を負担します。 医療機関では、インターネットに接続が可能な端末を用意いただく必要があります。 ※ネットワークの接続方法等の詳細は、今後お示しさせていただきます。	オンライン請求ネットワークの接続の整備が必要となります。 一度接続作業を実施すれば、以後作業が生じることは基本的に想定されません。 ※ネットワークの接続方法等の詳細は、今後お示しさせていただきます。

医療機関アプリの画面イメージ

医療機関
アプリ



住民が登録したデジタル予診票の閲覧

診察室
(医師)

画面イメージ

予診票

コウロウ タロウ 2026年6月8日 男
厚労 太郎 2歳3か月

ロタウィルス2回目 (診察前の体温) 36.5度

確認 必須		回答	医師回答修正	医師コメント
☐	今回受ける予防接種について市区町村から示されている説明書を読みましたか	●はい ○いいえ		
☐	今回の予防接種の効果や副反応などについて理解しましたか。	●はい ○いいえ		
☐	【被接種者が乳幼児（小学校に就学するまでの者）の場合に記入してください。】 お子さんの発育歴についておたずねします。	2000g		
☐	分娩時に異常がありましたか。	●なかった ○あった		
☐	出生後に異常がありましたか。	●なかった ○あった		

医師名:

医療機関側で予診内容の修正
や医師コメントがあれば追記

一括チェックも可能

医師の判断を実施後
次のステップにすすむ



医療機関アプリの画面イメージ

医療機関
アプリ



診察室
(医師)

予防接種記録の登録

画面イメージ

(※)

ロタウイルス（5価）2回目

次へ→

GTINコード 必須	接種方法 必須
14568290393847	その他 ☒
ワクチンの製造ロット番号 必須	その他（接種方法）
Y004328	
ワクチン有効期限 必須	接種部位 必須
2028-12-12	その他
接種量（ml） 必須	その他（接種部位）
2.0	
ワクチンメーカー 必須	
MSD	
ワクチン名 必須	
ロタデック	

(※) 記載のある箇所はバーコードリーダー、カメラ等で読み取りをした場合、自動入力される。

基本情報

実施日 **必須** 2025-12-12 実施場所（医療機関コード） **必須** ○○病院 医師名 **必須**

時間外・休日 ☒ 時間外 ☐ 休日 ☐ 該当なし 接種対象者区分の訂正 ☒ 高齢者定期接種対象 ☒ 長期療養区分

減免区分の訂正 ☒ 生活保護 ☐ 非課税 ☐ 中国残留邦人 ☐ 障がい ☐ その他

修正理由

接種情報

予防接種管理番号 **必須** 12345678 ワクチン通称 **必須** ○○ 期 **必須** 回数 **必須** 回数通称 **必須**

実施区分 ☒ 個別 ☐ 集団 接種区分 ☒ 接種 ☐ 予約のみ

(※) 記載のある箇所はデフォルト表示あり



予防接種サイトの画面イメージ

予防接種
サイト



診察室
(医師)

画面イメージ

住民が登録したデジタル予診票の閲覧

■ 予診情報

予診票 追加受付 PDF出力

おたふくかぜ 1回目 インフルエンザワク... インフルエンザワク... インフルエンザワク... インフルエンザワク...

△「質問事項」項目の順番5にチェックを入れてください

接種ワクチン情報 予診回答最終更新日時: 2025/10/01 12:00:00

ワクチン選択
おたふくかぜ

質問事項

医師確認 ※必須	項目	質問内容	回答	医療機関回答修正	医療機関コメント
☐	1	診察前の体温	36度5分		
☐	2	今回受ける予防接種について市町村から配られている説明書を読みましたか	はい いいえ		
☐	3	今回の予防接種について質問がありますか	はい いいえ		

医療機関側で予診内容の修正（例えば体温など）や医師コメントがあれば追記する

一括チェックも可能

※同時接種の場合、画面を切り替えて入力が必要

■ 接種可否

接種可否

接種同意の委任フラグ
委任あり

接種への同意 ※必須
☒ 同意する ☐ 同意しない

接種実施可否 ※必須
☒ 接種可能 ☐ 接種見合わせ

予防接種を行えなかった理由
入力テキスト

医師名 ※必須
予防一郎

戻る 一時保存 登録 接種記録画面に戻る

当日の予診を行い「接種への同意」「接種実施可否」を選択する
医師名はキーワード入力によりマスタから候補の医師を表示する
(例えば「予」と入力すると「予防一郎」が表示される)



予防接種サイトの画面イメージ

予防接種
サイト



診療室
(医師)

画面イメージ

予防接種記録の登録

■ 基本情報 赤枠は初期表示あり

実施日 ※必須
yyyy/mm/dd 今日の日付

実施場所(医療機関コード) ※必須 医師名 ※必須
〇〇病院(0123456789) 予防一郎

医師名はキーワード入力によりマスタから候補の医師名を表示する(例えば「予」と入力すると「予防一郎」が表示される)

■ 接種共通情報 赤枠は初期表示あり

時間外・休日
☒ 時間外 ☐ 休日 ☐ 該当なし

接種対象者区分の訂正
☒ 高齢者定期接種対象 ☒ 長期療養区分

修正理由
[テキスト入力欄]

減免区分の訂正
☒ 生活保護 ☐ 非課税 ☐ 中国残留邦人 ☐ 障がい ☐ その他

修正理由
[テキスト入力欄]

■ 接種個別情報 赤枠は初期表示あり

インフルエンザワクチン 1項目 インフルエンザワクチン 1項目 若たふくぜ 1項目

△ 接種部位を入力してください

予防接種管理番号 ※必須
123456789

ワクチン名称 ※必須 周 ※必須
[選択] [選択]

回数 ※必須 回数選択 ※必須
[選択] [選択]

実施区分
☒ 個別 ☐ 集団

接種区分
☒ 接種 ☐ 予防のみ

予防接種を行えなかった理由
[テキスト入力欄]

■ ワクチン情報 (※)

GTINコード ※必須
14987222000175

ワクチン販売元 ※必須
[選択]

製造販売元 販売元
[選択] [選択]

ロット番号 ※必須 ワクチン有効期限 ※必須
01234567890123456789 yyyy/mm/dd

接種量 ※必須
80 mg/ml

接種箇所
接種方法 ※必須 接種部位 ※必須
その他 [選択] その他 [選択]

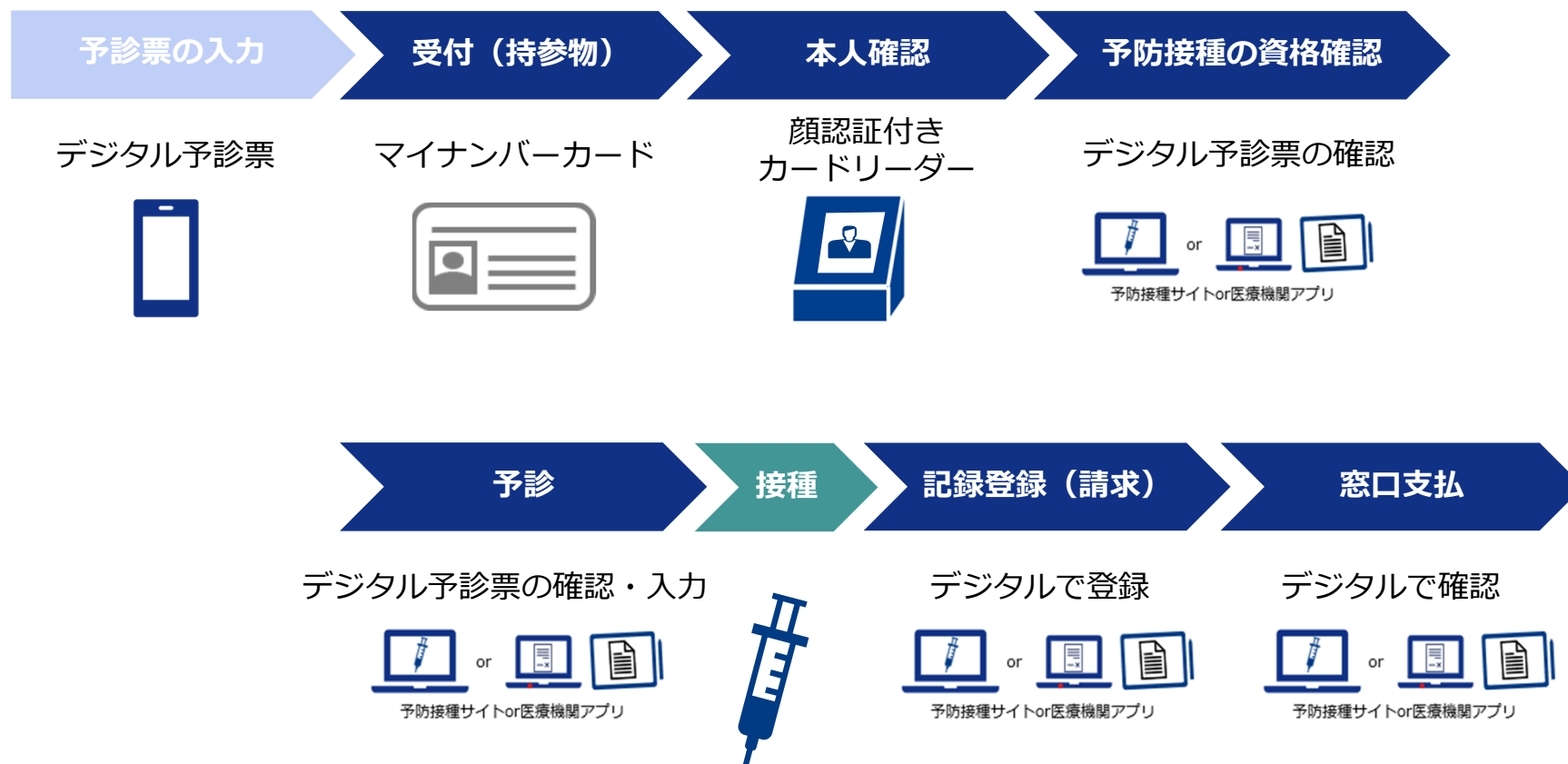
その他(接種方法) その他(接種部位)
[選択] [選択]

(※) 記載のある箇所はバーコードリーダーで読み取りをした場合、自動入力される。手動で入力することも可能。



医療機関での業務フロー（全てデジタルの場合）

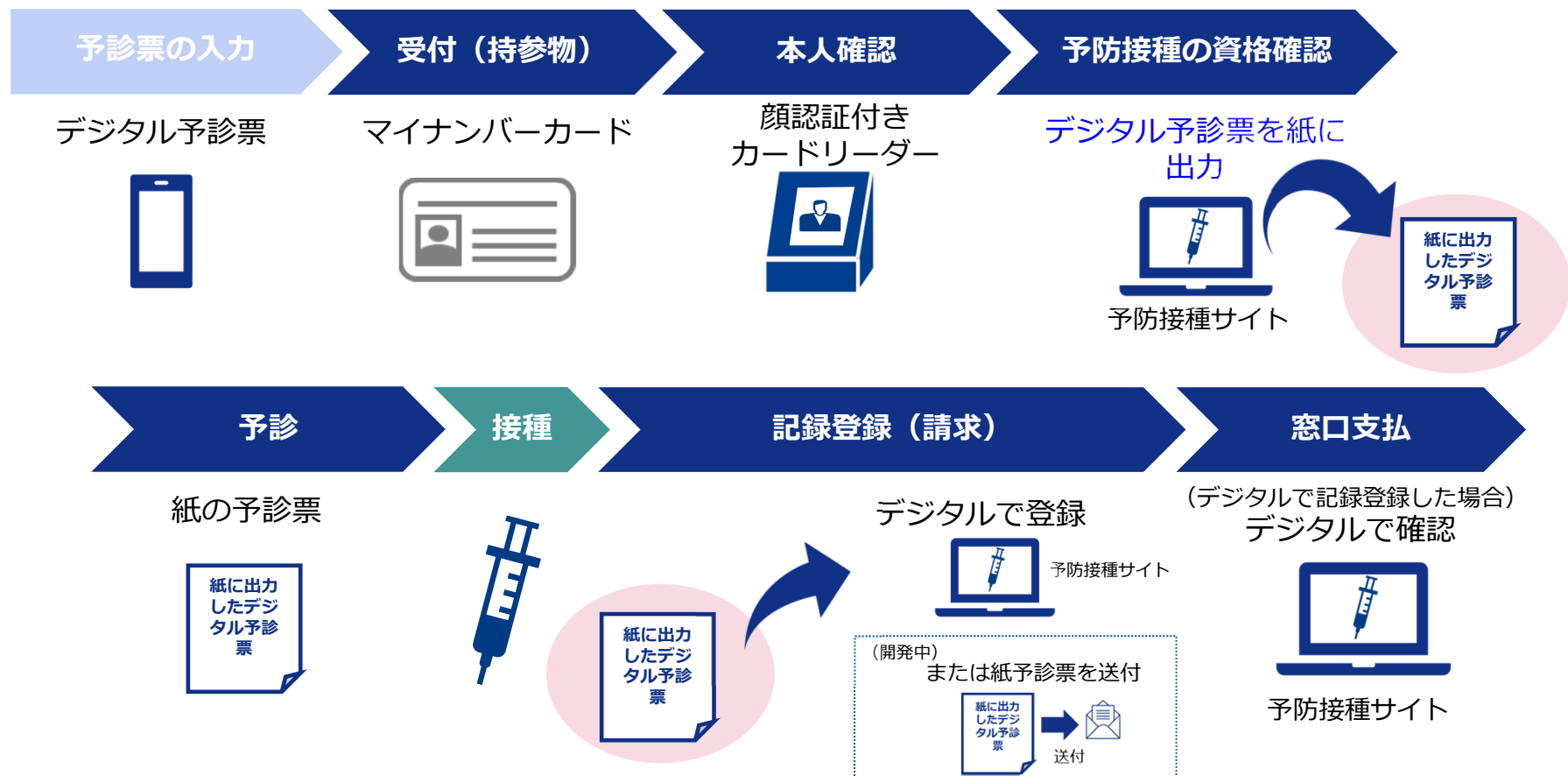
デジタル予診票を確認し、接種登録、窓口支払をデジタルで行う



医療機関での業務フロー（デジタル予診票を紙に打ち出して確認する場合）

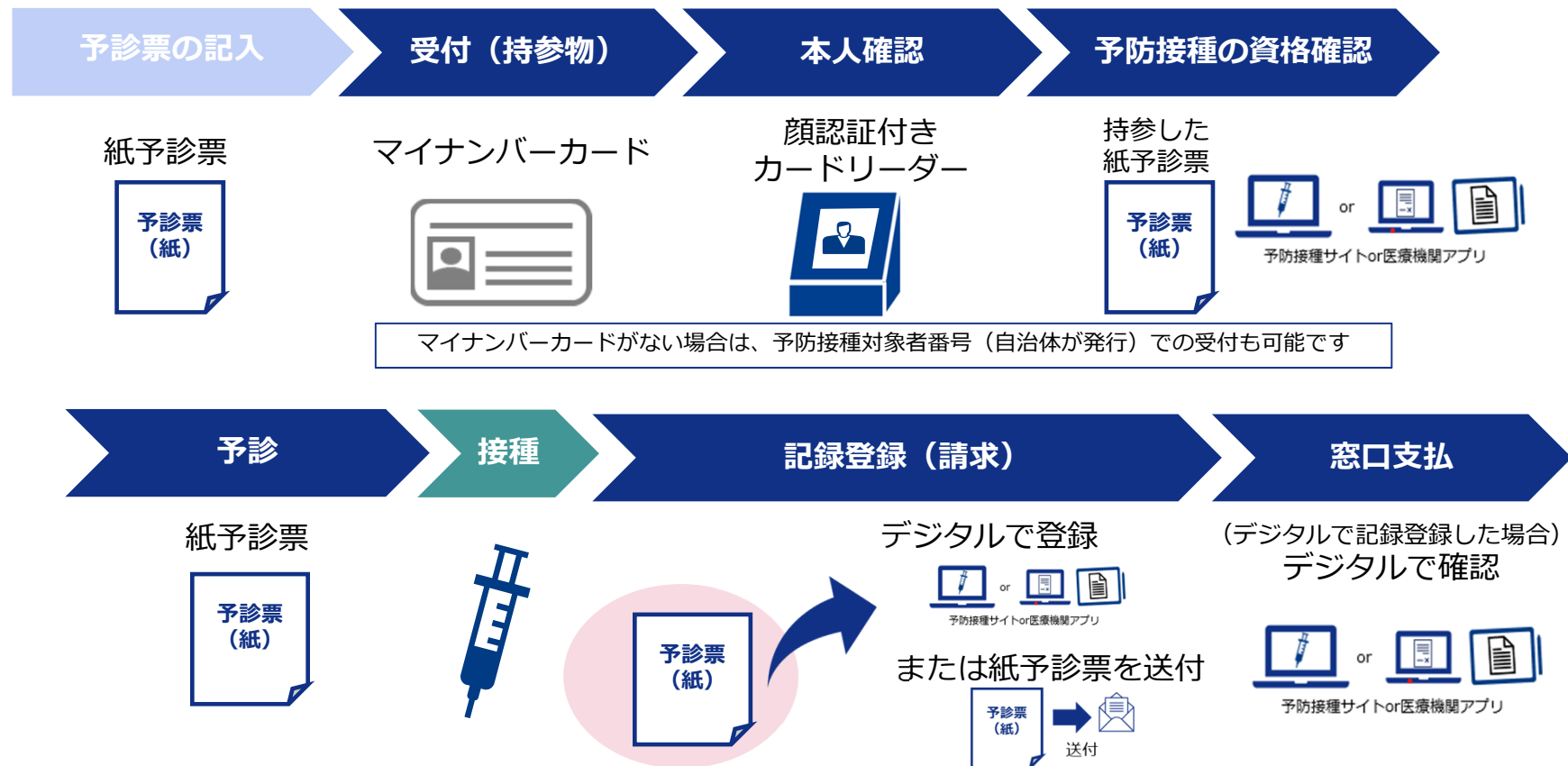
※医療機関アプリについても、今後紙への出力機能を追加する予定

デジタル予診票を紙に打ち出して確認し、接種登録、窓口支払をデジタルで行う



医療機関での業務フロー（紙の予診票の場合）

紙の予診票での受診の場合、紙の予診票を確認し、接種記録登録と窓口支払をデジタルで行う



▶ デジタルで登録を行った場合でも、紙予診票は自治体で適切に保管する必要があるので、自治体に送付する必要があります。送付の頻度や方法等は自治体にご相談ください。

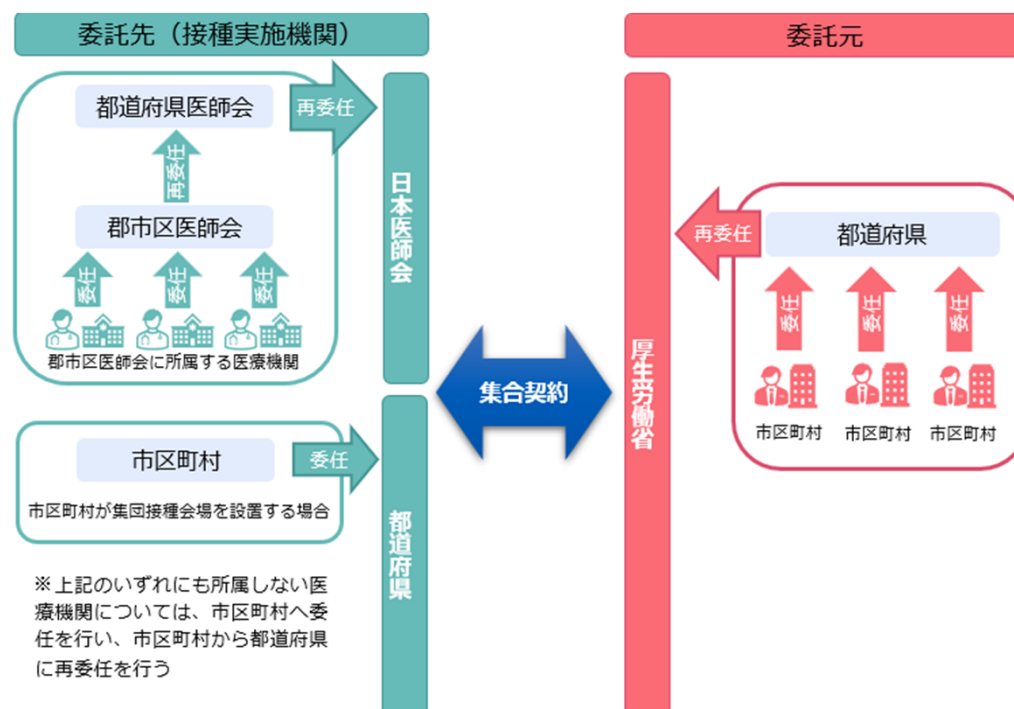
予防接種事務のデジタル化に向け、準備が必要な項目

- 令和8・9年度にデジタル化するにあたり、自治体・医療機関でそれぞれ準備が必要な項目は以下のとおりです。
- 医療機関で対応が必要となる「医療機関アプリ用端末代」と「予防接種サイト接続費用」はいずれかになります。
- 先行実施事業では「医療機関アプリ用端末」は診療所2台、病院3台を上限に実施しています。

デジタル化にあたり準備が必要な項目		自治体対応	医療機関対応	備考
予予・請求システム等利用料	負担金	必要		25円/人 目安
医療機関アプリ利用料と端末代	医療機関アプリ利用料	必要		導入支援費、運営費、ヘルプデスク費など
	医療機関アプリ用端末代		必須※	タブレット購入またはリース代、通信費、端末サポート費、セキュリティ対策費、その他端末に係る経費、バーコードリーダー代など
予防接種サイト接続費用	予防接種サイト院内端末とのネットワーク接続費、バーコードリーダー代		必須※	院内ネットワーク設定費用
健康管理システムに係る改修費	自治体におけるシステム対応費用	必須		パッケージ費用
	SE導入費用	必須		導入作業及びセットアップ

予防接種委託契約（集合契約）について

- デジタル化に伴い、風しん5期や新型コロナウイルスに係る予防接種委託契約と同様、全国の医療機関と全国の自治体間で、予防接種委託契約の集合契約を締結します。
- 自治体でのデジタル化開始により、集合契約システム等の利用のため、各医師会・医療機関ではアカウントが必要となりますが、集合契約のスキームを活用することでスムーズなアカウント発行が可能となります。
- また、集合契約を締結することにより、里帰り出産等により、やむを得ず住所地外接種が必要となる場合には、事前申請等の現在の手続きが不要となります。※ただし、住所地外接種の開始は、令和10年度からを予定。
- 集合契約にあたっては、システムに係るアカウント発行手続きが必要となりますので、今後、令和8年度にデジタル化を開始する自治体の関連の、都道府県・郡市区医師会向けに、別途ご説明の機会を設けさせていただきます。



デジタル化対応予防接種委託契約（集合契約）と新型コロナ予防接種委託契約（集合契約）の主な違い

- 今般のデジタル化における集合契約と、特例臨時接種に係る集合契約内容の主な違いは以下のとおりです。
- 特例臨時接種の際のV-S Y Sでの操作と同様、都道府県・郡市区医師会では管下医療機関の委任状況を閲覧することが可能です。郡市区医師会は、医療機関からの委任申請を受け、システムで承認していただきます。
- 今後、集合契約書案を日本医師会より都道府県・郡市区医師会向けにご案内いたしますので、契約書の内容については追ってご確認ください。

契約	デジタル化対応予防接種に係る委託契約	新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約
締結主体	(医療機関側) 日本医師会・都道府県 (自治体側) 厚生労働省	(医療機関側) 日本医師会・都道府県 (自治体側) 全国知事会
対象予防接種	定期接種、任意接種、臨時接種	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（特例臨時接種）
ワクチン	従来どおり医師会・自治体との契約・取り決め等に基づき決定。 個々の医療機関において、取り扱うワクチンを選択可能。	新型コロナウイルスワクチン
委託料等	従来どおり医師会・自治体との契約・取り決め等に基づき決定。 (R10年度以降の住所地外接種の場合、住民の住所地の自治体の委託料を基本とする)	委託料は全国一律
請求及び支払	医療機関は、予予・請求システムに接種記録情報を電子的な方法により登録することで市区町村に請求を行う。 ※ただし、入力について医師会へ委託することや当該住民の住所地の自治体に直接送付することで請求することも可としている	月ごとに取りまとめの上、請求書と予診票を提出して請求を行う。
再委託の考え方	委託業務のうち、 <u>予予・請求システムへの入力業務は再委託可</u>	全ての委託業務※は再委託禁止 ※接種対象者の確認、予診、ワクチンの接種、その他本定期接種を行うために必要な業務

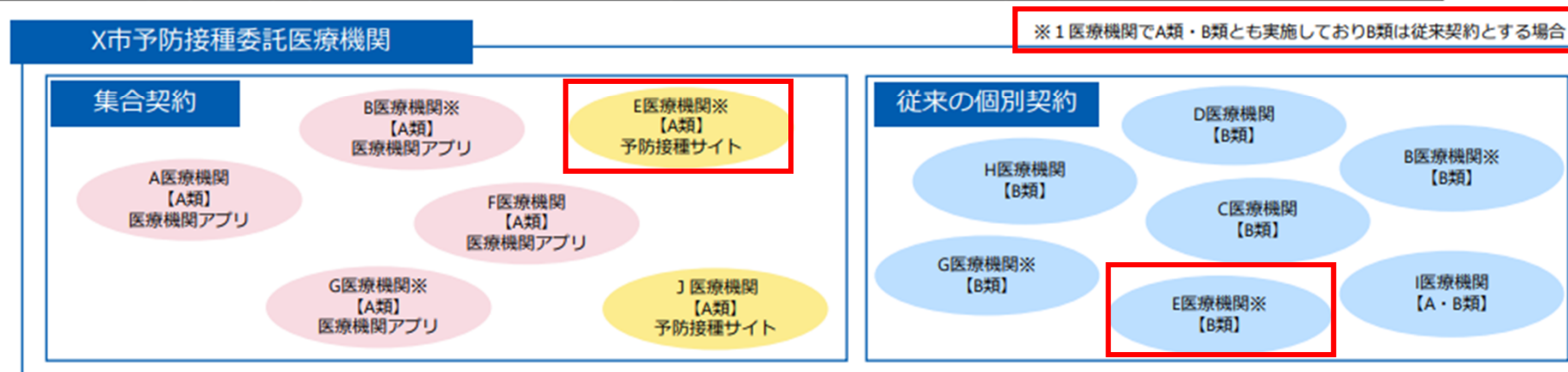
3-D.デジタル予診票による接種の開始イメージ(2/2)

- 令和8・9年度にデジタル予診票による接種を開始するにあたっては、以下のイメージのとおり、集合契約下においてはA類はデジタル予診票による接種対応は必須とし、B類はデジタル予診票による接種対応の対象とするかは任意とし、医療機関ごとに医療機関アプリか予防接種サイトいずれかを選択していただくこととなる。なお、従来の個別契約を継続する医療機関があることは妨げない。

(パターン1) 集合契約下で、A類、B類ともにデジタル予診票による接種に対応する場合



(パターン2) 集合契約下で、A類をデジタル予診票による接種、B類は従来契約による接種に対応する場合



予防接種事務のデジタル化に向けた課題について

- 改正予防接種法(R8.6.1施行)に基づきR10.4.1を目途に予防接種事務のデジタル化への移行が求められています。
- 市で予防接種を管理している健康管理システムの改版対応が必要であり、R10.3月を予定しています。
- よって、本市における予防接種事務のデジタル化はR10.4月をめざしています。
- **自治体は「A類疾病のみデジタル化に移行する」もしくは、「A類/B類疾病共にデジタル化に移行する」のいずれかを選択し、事務を進める必要があります。**
- 今回はこの選択について、ご意見をいただきたいと考えています。

	メリット		デメリット		
	市民	医療機関	A類のみ実施医療機関	B類のみ実施医療機関	A類+B類実施医療機関
A類のみデジタル化	・紙予診票記入の負担減 ・紙予診票再発行の負担減 ・接種記録を本人が随時確認可能 ・市外接種事前申請が不要のため、申請に係る負担減	・<u>接種歴/接種間隔のオンライン確認が可能になり、間違い接種を防止</u> ・<u>予診票/請求書不備に係る問い合わせ対応の負担減</u> ・<u>請求事務の簡易化</u>	・アプリ端末の購入、又は予防接種サイト接続のためのネットワーク設定費用の負担 ・医療機関内での接種フローの見直し ・接種歴入力含む請求事務の見直し	・現状は影響なし ・<u>将来、B類がデジタル化した場合、設備に係る費用負担が必要になる可能性</u>	・B類については従来どおりの事務手続きとなり、窓口の負担が増加 ・<u>将来、B類がデジタル化した場合、設備に係る費用負担が更に必要になる可能性</u>
A類+B類共にデジタル化				・アプリ端末の購入、又は予防接種サイト接続のためのネットワーク設定費用の負担 ・医療機関内での接種フローの見直し ・接種歴入力含む請求事務の見直し	

- ▶ A類のみをデジタル化した場合、A類とB類を両方実施の医療機関の事務負担の増加が懸念されます。
- ▶ 「今後、完全デジタル化を義務化することは現時点では考えていない」と国は回答していますが、「R10.4月の全国展開以降は、市民はこの医療機関にもデジタル予診票で来院する可能性があることから、原則、すべての医療機関で集合契約を持つことが必要」とも回答しています。全国展開以降の医療機関参加の方針については、現在国で検討が進められています。

今後のスケジュール（案）

- 今回の運営協議会でいただいたご意見を基に、改めて実施方針について調整させていただきたいと考えています。
- 国は、「デジタル化にあたっては、医療機関の既存端末等を使っていただける工夫もしつつ、新たに端末等の機器導入が必要となった場合の経費については、補助等の仕組みを現在検討しているところです。今後、詳細が判明したところでご案内申し上げます。」と回答しており、令和9年度の補助の詳細については、令和8年度当初予算等で示される予定となっています。

R8.3.9	令和7年度 予防接種運営協議会
R8.6～7月頃	令和8年度 医療機関向け説明会(事業概要説明)
R8.8～9月頃	予防接種事務デジタル化に係る医療機関意向調査
R8.10月頃	令和8年度 第1回 三田市・三田市医師会調整会議(進捗報告)
R8.10～12月頃	令和9年度 当初予算要求
R9.2月頃	令和8年度 第2回 三田市・三田市医師会調整会議(進捗報告)
R9.3月	令和9年度 当初予算 議会承認
R9～	集合契約システム、予予・請求システム利用契約への同意 「予防接種サイト」を利用する場合 ➡各医療機関でのオンライン請求ネットワークの整備 「医療機関アプリ」を利用する場合 ➡医療機関で使用するアプリ用端末の準備 ※現在、「予防接種サイト」「医療機関アプリ」に関する本市での実施方針は未定です。 令和9年度 医療機関向け説明会(運用開始前説明)
R9.9～R10.3月頃	市健康管理システム改修等の完了
R9.9～R10.4月	予防接種事務デジタル化の開始